

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろですね、裁判に提出した、そういった証拠とかですね、そういったものについてもですね、私といたしましては、この場で裁判のほうにですね、もう土俵が変わっておりますので、この場で議論は差し控えたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議長、ここはね、ちょっと議事進行で、ちょっとお願いします。

あのね、裁判所という、ここは裁判所ですか。議場でしょう。議場であって、我々議員は町民の、ちょっと聞いてよ。

川端龍雄議長

いやいや、議事進行やったら簡潔に、町長に対しての答弁が不足なら、そのように言ってください。

6番 入江康仁議員

だから、裁判に関するの答えられないというけど、裁判と議場との質問は無関係ですよ。そんなだったら、ロッキード事件のときでも、皆、国会でも招致して参考人招致して、刑事事件が進んでおる中でやってるじゃないですか。それと、そういうような答弁は、私は駄目だと思いますけど、どうですか。

川端龍雄議長

議事進行に対して、お答えします。やはり、この紀北町の町長が、そういうような判断しておるから、その点は私がそういうことに答弁しよと、またするなということはできませんので、町長の判断でお任せします。不審があれば、質問者が追及していただければ、その場ですので、そういう方法でやっていただきたいと思います。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そやけど議長、これは私は納得できませんよ。だけど、この議場とね、町民の声、皆さんの聞いてくれと、まして町から町民に出して、この復命書も書いてあるように、町民にもっと説明せえということも書いてあるじゃないですか。なぜ、隠さなあかんのですか。裁判自身は公の裁判じゃないですか、町長。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

確かにね、公になっておる部分もございますが、ここです、私がいろいろなことを、裁判のことを言ってですね、すべて準備書面が頭に入っているわけではございませんので、食い違い等が出てきますと、裁判にも不利なほうに影響するかもわかりませんので、やはり私のほうといたしましてはですね、裁判に係わるようなことにつきましては、議場でお話して、うろ覚えの中で、お話させていただくことと、やはり裁判の中で準備書面と、書面という形で提示させていただくほうが適切ではないかと思ひまして、それで今のように答弁させていただきました。基本的には、この前訴の問題、それから損害賠償のに係る問題はですね、裁判のほうでさせていただいておりますので、ここでは控えさせていただきたいと思ひます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃ町長、裁判に出す準備書面と、実務行政とは正反対でもいいということで、認識させていただいていいですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いや、実務行政と裁判と正反対ということではございませんので、裁判は裁判として、準備書面として、相手とのやりとりの中で出ささせていただいております。また、実務は実務でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、次にですね、暫定条例であった紀北町水道水源保護条例が、一本化に改正した条例には、暫定条例のときに指摘していた数値の基準もなければ、申請書類の中にも数値の事項の記載すべき書式がないが、なぜなんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これ、表題が損害賠償ということで、水道水源のことですけど、数値としですね、特定しづらい諸条件、いろいろなところによって、しにくい部分があるので、そういうことで数値は入っていないということです。

6番 入江康仁議員

もう一回。

尾上壽一町長

諸条件がいろいろ違いますので、数値的には入れにくいということです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

いろんな諸条件の中で、入れにくいということはないですわね。森式水収支法が科学的証明のできるものであれば、最新の調査方法であるといっておるんですから、明記するべきだったと思いますが、なぜ、しなかったのですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それらも含めましてですね、水道水源保護審議会で審査をさせていただくということでございますので、それらが、この水道水源保護条例の基準だと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

基準はなに、それら審議会が基準を決めるわけですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

審議会ですね、対象事業を行おうとする者からの協議に基づいて、水道水源に与える恐れについて、水道水源保護審議会で調査、審議した結果、水道水源に影響を与える恐れのある事業場については、規制対象事業場と判定し、何人も事業場を設置することができないということがですね、一応、審査基準になっております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その審査基準に対する、その科学的証明ができるのは、森式水収支法でしょう。違うんですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それもですね、前訴の中でいろいろと議論されていることだと思いますので、私、今ここでうろ覚えのことをですね、お話させていただきますと、また、準備書面と食い違いがあると、ご指摘があると、向こうのですね、原告側からご指摘があると、非常にまずいことになりかと思しますので、発言は差し控えさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議長、ちょっと議事進行で、ちょっと。

あのね、議長。その行政の姿勢というのは法を守り、法を正しく執行する。つまり町民に関してもいろんな条例、紀北町条例で規制して課せるわけですね。それを裁判になって訴えられてする、どうなこうなというような、町は法を正しく守り、法を正しく執行しておいたら、訴えても、訴えられても負けるはずないんですね。それをやはり皆、町民の皆さんが、皆注目しておる中でですよ、このような答弁というのはいかがなもんかと思いますが、議長。

川端龍雄議長

町長は、質問者に答弁していることは、できないという、町長はということで、私からは、それをしよとか、するということは命令ができませんので、その点は質問者が、その不満があれば質問していただければと思います。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、紀北町として、当然、水道水源保護条例の改定に伴い、森式水収支法による町職員、また担当課は、森式水収支法の計算の方式、また数値の出し方の方式、基準の出し

方の方式を知っていると思いますが、そこはどうですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それもですね、いろいろと、本来、損害賠償の中なんですけど、前訴の部分を抜き出してですね、原告側もそういう主張している部分もございますので、それもですね、今現時点で森先生と、向こうの先生がですね、行ったり来たりしている、本当の渦中の問題ですので、私のような素人がですね、今、お話するような段階ではないと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、行政手続条例というのがありますが、それともちゃんと整合性をやりましたか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろ公示したりですね、そういった部分もやっております。またそして、基準というのが先ほど言いましたような審査基準でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その中で認可とかね、その事業を止めたりするときの基準を設けなければならないとなっておりますが、そこは、その条例に関してどうですか、今回。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この場合ですね、先ほども申し上げたように、いろいろ環境とか状況で、いろいろ違いますので、揚げるポンプの太さとかですね、そういったものもありますので、一律に基準というのは地域とかのこともあって決められないので、審議会ということで専門家も入れてですね、やっていくということが、先ほど申し上げたような審査基準ということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、次にですね、平成5年から7年当時は、三重県に申請する宅地開発許可申請書、建築確認申請書は、紀北町の建設課が受け付け担当窓口でいいのでしょうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはちょっと建設課長わかりますか。はい。

川端龍雄議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

お答えをいたします。建築確認の審査業務であるとか、宅地開発に係る受け付け窓口業務につきましては、建設課のほうでやっております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではですね、浜千鳥リサイクルの宅地開発許可申請書を、建築確認申請書は、当時の紀伊長島町ですね、建設課の職員であった専門職の武岡君がおったわけですね。現在は財政課にいる武岡君に受け付けてくださったかどうか、確認していただきたいと思います。隣におりますか、ちょっと呼んで確認してください。

川端龍雄議長

町長、よろしいか。

尾上壽一町長

受け付けたかどうかということですね。はい。ちょっとお待ちください。

今、先ほど申し上げた武岡は、今日は休みでいないそうです。申し訳ないです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、課長、その受け付けたあと、どのような審査をするのか、ちょっと教えてください。

川端龍雄議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

建築確認の場合ですね、道路が町道であるか、また道路幅がどれだけあるか、そういったことを調査をしております。宅地開発につきましてはですね、意見書を付けるということになっておりまして、その意見書の内容につきましては、宅地開発するところの水道の規模であるとか、下水の大きさ、道路の幅員等、調査をしております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それで問題なければどのような、申請書の審査に問題がなければですね、担当者、また関係課長、助役、町長の決裁を得て、三重県の担当課に送付するというのでいいですか。

川端龍雄議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

はい、そのとおりでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、当時の旧紀伊長島町に提出した、浜千鳥リサイクルの宅地開発許可申請、建築確認申請は、当然、町長、助役の決裁を得て、三重県の担当課に送付しているということで、間違いはないですね。

川端龍雄議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

長島町時代のことでですので、その決裁が、町長までいっているか、当時の助役で止まっているかということは、今ではちょっと私には、ちょっと理解というか、答えられません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

いやいやそうじゃなくて、町長の決裁まで要るんでしょう。その業務としてのあれでいいんやろ。当然、そのときの業務でやるんやから。

川端龍雄議長

上村建設課長。

上村康二建設課長

すみません。ちょっと今、決裁、町長までいっておるかというのが、ちょっと覚えてませんので、今すぐ調べさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ちょっと議事進行で、いいですか。

ということは、あんた町長の意見書を付けてということになっておるんやから、町長まで、当然、それが普通業務の中の決裁の仕方やと、当たり前ですから、それはそれで。そやけど調べてくれる。それはあとでいいです、答弁は。

川端龍雄議長

そのように調べておいてください。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

また、今回の国家賠償法による国家賠償訴訟の大きな争点は3つであると思いますが、町長、それで間違いないですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

3つというのがですね、どうなると、いろいろな観点があるかと思いますが、国家賠償法上の用に結び付くわけではないとかですね、技術的では実現可能であるが、実現性がないとか、本来、営業していたという、こういう高額な利益がないですよというような観点からすればですね、そういう意見もあります。いろいろなところで、この論点があるかと思っています。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、国家賠償法によるですね、この言うたら、第1条による、国、または公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて故意、または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国、または公共団体がこれを賠償する責任とあるようにですね、公務員の故意、または過失なんですね。この問題については、もう紀北町は主張は終わっているということで、その認識でいいですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど申しあげましたように、裁判がですね、やっている最中でございますので、私がですね、主張が終わっているというような表現はですね、この場ではできないものだと思います。そういうのは進行協議等の中でですね、行われるものだと思いますので、今、ここでは差し控えさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、2つ目は産廃訴訟のときは、水道水源保護条例に則って、枯渇で事業の差し止めを行ったが、今回の損害賠償訴訟になってからの紀北町の主張は、この施設、つまりプラントができない。プラントができなければ事業ができない。事業ができなければ利益が発生しないのであるから、損害金が発生しないから、支払う義務はないということよろしいですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも裁判のことなんでね、いい加減な答えできませんが、おおむね、そのような方向でですね、議論が進んでいるのではないかと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そういうように進んでおるんですね、町長。それではですね、事業ができないということ

でしたら、産廃訴訟の最高裁の判決にあるように、三重県の事前協議に加わった町が、事業計画を初めて知って、そのあと水道水源保護条例を制定しとあるようにですね、急いで水道水源保護条例など制定し、事業の差し止めなどしなくても良かったのではないですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも前訴で結論の出ていることではございますので、それは裁判の中で争われた中で、そういうことが明らかになってきて、今、損害賠償でもですね、今、そういう主張しておりますので、私、当時のことはわかりませんが、当時ではそういう判断はできなかったのではないかなとは思っておりますが、それもですね、前訴の中でいろいろと述べられていることだと思います。特に、この前訴の場合は旧紀伊長島町のことですので、私は存じてない部分が多いのも事実です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

だけどさ、事業ができないプラントを、常識で考えてね、町長。事業ができないプラントであるならば、なぜ差し止めなのか、こう答弁してほしいんですね。それはあなたはそれを知らないというわけにはいかんでしょ。この重大な問題を知っていて、町長に出たんですから。そこはどうか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

損害論の中でですね、そういった施設のことが議論されて、その施設等を図面とか、そういったものをやる中で、まず先ほど言ったように、施設等がもしつくれても、営業として成り立たないのではないかというようなことを、主張していると思っております。これも一字一句正確ではないので、一応、そういう方向であると、お話をさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、町長。これは環境課か建設課か、町長答えていただいたら結構ですよ。でき

たらね。紀北町の一般処理廃棄物、つまりRDF施設や三浦地区にあるし尿処理施設などの発注をするときにはですね、どのような発注方法でやるのですか。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも担当のほうから、環境のほうから答弁させます。

川端龍雄議長

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

議員さんの質問にお答えします。まず、個人とか企業が一般廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、その土地の都道府県の知事の許可が必要でございます。市町村につきましては、同法の第6条の2項第1項の規定により、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物を処理するために、一般廃棄物処理施設を設置する場合は、許可に代えて、第9条の3第1項の規定に基づく、届出が必要でございます。

それで、届出に必要な書類としましては、一般廃棄物の処理施設の設置の場所、それから施設の種類、それから一般廃棄物の種類、それから施設の処理能力、それから位置とか構造等の設置に関する計画などと、あと、当該一般廃棄物処理施設を設置することが、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての、調査の結果を記載した書類を添えて、その旨、都道府県知事に届出なければならないとなっております。それで、本町のリサイクルセンター、クリーンセンターにおいても、設置にあたり三重県知事の届出にしております。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではね、課長、そのときに発注するときに、事業計画の中で、先ほど形式というのかな、その施設のRDFやったらRDF方式とか、そして一般のその種別、そして1日の60t処理するんだったら、60tの処理能力を持つものと、そういうような要点だけの発注を指名業者に課せるわけですか。それとも小さな部品や機種まで、環境課のほうで設計図書をつくるようなことあるんですか。

川端龍雄議長

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

設計に関しましてはね、業者に委託しまして設計いたします。で、その中に、一応はごみ燃料化の施設とか、可燃ごみはどんだけとか、それから1日大体21tぐらいの処理するとかっていう、そういう量を決めたりしております。長島リサイクルセンターにおきましては、1日21tの量を処理するということで決めております。はい。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その場合、その施設に対しての、いろいろな部品、機種というような小さな部分までは、そのメーカーによって、発注するメーカーによって、皆、特許等いろいろなもん持ってますから、皆違うと思うんですね。ただ、RDF方式の中で、日に20tの処理能力のあるプラントをつくってくださって、このような発注の仕方で認識していいんですか。

川端龍雄議長

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

はい、そうでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それでは、これは環境省の自治体に向けて出している性能能力の発注方式でいいんですね。性能発注方式ということになってますけど、いいですか。

川端龍雄議長

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

海山リサイクルセンターにおきましては、性能発注方式による見積徴集しまして、発注しております。はい。

6番 入江康仁議員

何て、海山、どちらもやろ。長島も。

川端龍雄議長

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

長島の場合は、指名競争入札による業者を設定しております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

いやいや、もうその指名するのはいいんですけど、その中での方式としては、その業者は性能発注方式の中でやるわけでしょう。プラントをつくるのは。

川端龍雄議長

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

長島の場合のリサイクルセンターにつきましては、ちょっと確認しておりませんので、すみません、またあとで回答させてもらってよろしいでしょうか。すみません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そこで、皆さん楽しみの山岡副町長に関しての質問でございます。3月議会です、副町長、水道法と紀北町の水道水源保護条例の整合性の質問の中の答弁で、環境5法の1つの水質汚濁防止法についての質問で、水質汚濁防止法とは強行法規といいまして、もう絶対的なこれがありますのでねと、いう答弁をしていますが、強行法規というのはどのような法律をいうのですか。実例で示してください。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

あのとき強行法規と申しました。具体的に、行政法関係はですね、必ず守らなければならないということで、そういった言葉で使っておりますので、そういった表現でしたわけでございます。法律というのは、当然、それぞれすべて強制力があるわけですけども、対象者が決まっておるものが多いんですけども、この場合は行政手続きの中です、条例とか、地域限定とかそういうのはなくてですね、法律として日本全国で統一して適用されるようなものという意味合いで、使いましたわけでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6 番 入江康仁議員

それじゃね、強行法規と普通法規と分けるのはどのような分け方するんですか。私、初めてなんですね。強行法規なんていうのは。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

普通法規という言葉、申し訳ございません。あまり私も実は知っておりませんでして、ちょっと何と言うのでしょうか。どういう違いがあるというような形ではですね、私も認識したことが、実はございませんので、ちょっと的確な答えになってないですけども、申し訳ございません。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6 番 入江康仁議員

それじゃ、あなたの言うように、規制上、基準を決めて、それで守らすためには、そういう条例は皆、強行法規になるんですか。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

条例の場合はですね、条例によって、いろいろその区域内で、何かを設置する場合とか、あるいはその中に住む人ということで、属主義とか、属人主義とかいうんですけども、そういった意味で制約がありますので、全部、日本中全部の国民とかですね、そういう形にはならないものもあるわけでございます。で、そういった場合は、条例とかの場合は、あまり強行法規という言い方は、あまり私自身はですね、聞いたことないんですけども、そういった意味で法律と条例と、一定のその適用される範囲ですね、差異があるということであろうかと思えます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6 番 入江康仁議員

それではですね、この環境5法の1つは水質汚濁防止法ですね。あと4つはどのようなものがありますか。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

なかなか、すぐパッとと言えるかどうか、大気汚染防止法、地盤沈下の関係、水質汚濁はもう入ってますね。すみません、前は覚えていたんですけど、今、パッと申し訳ございません。はい。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

大気汚染防止法はあってますわね。それで3つ目は振動防止法です。4つ目は騒音防止法、5つ目は悪臭防止法です。それではですね、環境5法に基づいてつくられている、三重県の水質汚濁防止法、大気防止条例、大気汚染防止条例、振動防止条例、騒音防止条例、悪臭防止条例は、四日市公害を二度と起こさないためにも、環境5法より、より厳しい基準数値でつくられてますが、これは強行法規というか、超強行条例というのですか、それじゃ。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

そういった用語はございません。はい。この場合ですね、私の認識としましては、当然、法律というのは日本国中すべての事業者であるとか、国民が適用されるわけですね。これが1個の法律の網があるわけですね。一方で、条例で三重県の区域内の住民の方とか、事業者であるとか、その法律に縛りがあると、二重に被さっているわけです。で、その中で、厳しいほうが当然、もう当然、被さっておりますので、その点で水質汚濁、省の規定と、三重県の条例の規定と二重の網がかかっておって、今言われている水質汚濁の場合は、県のほうが厳しい基準でございますので、そちらが適用され、県はそのような判断基準に基づいて、今、業務をしているというふうな認識でおるわけでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

ちょっと認識が違うんだよね、副町長。要は、法律を超える法律は無効であると、県条例を超える市町村条例は無効であるとなるんね。それで、これは総理府令を超えておる厳しい基準つくっておるんさね。環境が本来。これはなぜできるんですか。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

覚えてないんですが、法律の根拠、いわゆる、ちょっと、すみませんね。水質汚濁防止でパッと言うとあれなんですけど、根拠が、ある法律です、条例で別に基準を定めることができるというふうにですね、条例にこう、ある程度より厳しい基準を設定することをですね、許容している場合があるんですね。そういった場合は、できるというふうに、法律の中でですね。

6番 入江康仁議員

実例をして。

山岡哲也副町長

ちょっと、すみません。すぐパッと。

6番 入江康仁議員

県条例は、なぜ法律を超える、言うたら総理府令なんかの基準よりをつくれるんですか。

山岡哲也副町長

すみません。法律の中にですね、何々については都道府県が別に定めることができるかですね、そういうふうな規定がある場合にはですね、特に、環境関係の法令が多いと思うんですけれども、上乘せ基準と一般に言われておるものですがけれども、それを都道府県が多いと思うんですけれども、都道府県なり、政令都市くらいだと、設置することができるという規定を置いている条例、法があるかと思います。はい。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あのね、副町長、難しいそんなような言い方、要は法律を上回る条例はつくるって、これは県単位ですわ。あなた言ったように。県には県の事情があるだろうと、今言うたように四日市公害、そういうことのある地域の実情に合わせて、法律よりか厳しいつくる時はいいよと、これだけです。こういう説明したらええんさ。わかりやすい、そのほうが。そうい

うことで県条例だけは上乘せ基準はできる。市町村条例は県条例を上回ることはできますか。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

今、私の知識の中では、そういったものは今のところ聞いたことございません。ただ、そういうことをやって問題になったケースがですね、あったような記憶があるんですけども、そんな一般的ではないかと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃ、ちなみに、紀北町の水道水源保護条例は、これはどないいうんですか。三重県条例にはないけど、これは通常何という条例ですか。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

どういう条例ってといいますと、これはもう町独自ですね、水道水源保護という目的のためにですね、町独自で設置した条例ですので、当然、水道法が。

6番 入江康仁議員

通常の、世間で言われる言い方で。

山岡哲也副町長

通常の言い方で、町独自の条例というふうに。

6番 入江康仁議員

普通言われる一般的な言い方であるでしょう。

川端龍雄議長

副町長、答弁だけで、向こうの場合、座っている場合、私語ですから。

山岡哲也副町長

町独自の条例というふうな言い方であろうかと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

だから、上位条例のない町独自で、俗にはみ出し、横出し条例というのでしょうか、これを。質問の仕方悪かった。あんた賢い人やでな。わしそこまでせんでもわかると思とったん。ちょっとそういうことで、この条例に、強行法規というのは、だからそういうことですね。そんなら、この水道水源保護条例は、横出し、はみ出しで、上位条例の県条例がない場合は、そういうもう独自のあれで、上位条例、上位法令に係わらない、普通、法律が変わったら県条例が変わって、市町村条例、いつも議会でやりますよね。何々に伴ってあれにということで、法律の更新はできてますんですね。それでいいんですか。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

そこがですね、ちょっと難しいところでして、はみ出しとか横出しというのはね。

6番 入江康仁議員

いやいや、水道水源保護条例でないの。普通、そういうような仕組みなんではないかということ。

山岡哲也副町長

水道水源保護条例については、国とか県の条例の上下関係のもとということではなくて、水源の保護、それを守るためにつくった法律であるということでございます。はい。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それではですね、次に損害賠償請求事件対策チームに関して、行いたいと思います。まず、損害賠償請求対策チーム設置要綱を、ちょっと朗読してもらえますか。

川端龍雄議長

橋倉水道課副参事。

橋倉一樹水道課副参事

それでは、損害賠償請求事件対策チームの設置要綱を朗読させていただきます。

目的でございます。第1条、訴訟代理人である弁護士と連携を図りながら、裁判に関する疑問点や問題点を整理して、勉強を進めていくとともに、情報収集や情報提供の手法等について検討を行っていく。これが目的でございます。

次に、所掌事務でございます。第2条は、対策チームは損害賠償請求事件について、職

員間の情報の共有化を図り、次に掲げる事務を所掌すると。(1)で裁判の現状を把握し、裁判への認識を高めることに関する事。 (2) 裁判の疑問点を整理し、裁判を理解するための勉強会の開催に関する事。(3) 訴訟代理人である弁護士への調査協力に関する事。(4) 町民への情報提供に関する事。(5) その他対策チームの設置目的を達成するために必要な事項とあります。

次に、構成委員等でございます、ここは第3条でございます。対策チームは町長が主催し、別表1に掲げる者をもって構成する。2項としまして、町長が必要と認めるときは、構成委員以外の者にも協力を要請することができる。

次に、運営でございます、第4条、対策チーム会議は、町長が必要と認めるときに開催する。2項で、対策チーム会議の議事進行は町長が行う。ただし、町長に事故があるとき、または欠けるときは、あらかじめ町長が指定した者が、その職務を代理する。

次に、活動期間でございます。第5条、対策チームは損害賠償請求事件が解決し、対策チームの役目が終わったと認めるときに解散するものとする。

次に、庶務担当でございます。第6条、対策チームの庶務は水道課において処理する。

その他で、第7条、この要綱に定めるもののほか、対策チームに必要な事項は別に定める。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その中でね、副町長、あんたの答弁はええから、ちょっとあんたに質問するわ。第2条の1、2、3、これに対してですね、現状把握しておるといふことやけどさな、全然、町長以下把握してないと思うんやけど、ここに裏に書いてあるメンバーですね、副町長、総務課長、財政課長、企画課長、環境管理課長、農林水産課長、水道課長と、この人らの中でですね、裁判終わると、どういふような協議して、焦点まとめておるといふけど、町長の答弁ではさ、何にも答弁いただかなんだんさな。そういう中でですね、どういふふうに把握しておるのか。

そして、裁判の疑問点を教えるし、裁判を理解するための勉強会と、町民の情報提供に関することには、どういふふうに考えてますか。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

このチームはですね、おおむね裁判のあとが多いですかね。裁判のあととかにですね、口頭弁論のあととかに、情報共有のために開催することが多いんですけども、大体、2月に1回ぐらいのペースでやっているかと思います。そして当然、準備書面とかについて、情報を共有するというのが、1点でございます。

もう1点、重要な役割としましては、先ほど来、話がありました町民への情報提供ということで、ホームページをですね、ちょっと昨年ぐらいから、見直しておりますが、よりわかりやすいものにするという点についてもですね、議論をしているところでございます。

で、やはりその裁判の前はですね、いろいろ、まだ口頭弁論前はですね、いろいろ議論するとですね、いろいろ情報管理の点でもありますので、そういった点はどちらかと言いますと、町長と弁護士と、あと担当課でですね、集中して議論するという部分が多うございまして、このチームとしましてはですね、どちらかと言いますと、情報共有と情報提供という部分について、今のところの運用としましては、活用が積極的になされているというふうに受け止めております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

その中でね、副町長、私はその今の今回の質問でもですね、もう過去のものばかりにあり出してきておるわけですね。あなた、これからやろうとしておるのを把握してやるんだというような、今の答弁やったけど、それだったら皆把握しておるわけですね。把握してますね。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

基本的な流れはですね、資料等も共有しまして把握しております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃ、3月議会の議事録なんですわ。それでその中で私は、県の職員の審査能力がないとか、いろんな準備書面が書かれておるけど、これはプロジェクトチーム皆、読んでますかということで、あんたとダーツとして言うてきておるんさな。それで言っていないという。

チンプンカンプンなこと言うておるさ、あんた、ここで。チンプンカンプンなね。感想とい
たしましては、産業廃棄物の実際のもので、この産業廃棄物の審査をした県の担当官とい
うのは、産業廃棄物の施設のもので、経営がうまくいくかどうかについては、専門家では当然
ないということなど述べておるところでございまして、その点について、そのとおりかなと
思ってます。能力がないとか、そういった表現は私は読んだところでは、使ってなかつ
たふうに思ってますと、どうですか、これ。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

私、基本的にそのように認識しております。パッとちょっと今それをパッと。

そのような認識しております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

それじゃ、第4準備書面の9ページの最後の例を確認してください。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほど来からですね、準備書面もですね、いろいろな過程がありまして、まだ結果になっ
てないんで、あんまりそういったものをですね、公開していったのかという問題があり
ますのでね、明らかに裁判の中まで入っていくことはどうかなと思いますんで、よろしくお
願いします。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

これはさ、ちょっと今のな、それは話にならんよ、議長。私は実例をあげて言うておるの
やからさ、それでそれ隠すもんじゃないでしょう。そんならやったら、議員にもこの準備書
面配らないよ、皆配っているのオープンなんでしょう。なぜ、そんなような答弁拒否みたな
いあれを言うの。自分とでは皆、把握しているんだというようなこと言うておってでしょ
う。何にもしてないやないかな。そこ副町長、しっかり大きな声で読んでくれるか、あんた、こ

の準備書面というのはね、はっきり言うておくけど、町長の代理人の弁護士が書いたということは、あんたらが書いたということなんですよ。それを認識して言わなあかんよ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

準備書面というのはですね、それこそ裁判の中でお話させていただいておりますことから、その準備書面はですね、基本的に準備書面の中で、いろいろやりとりするものであります。それと議員の皆様にお示しさせていただいておりますのはですね、これも議員の皆様ということで把握してくださいと、これを印刷したり、他人に渡さないでいただきたいということはですね、私、議員のときもそういうお話いただいたように思うんですが、基本的にこう準備書面はですね、目の前にバーッと住民の皆さんに知らせるということではなしに、経緯とかですね、方向性は知らせていきたいということでございますので、それは明らかにもう裁判の中で、それは公開はされておりますが、必要な方はですね、そういったところで見ていただくのが筋ではないか思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

これ答弁なん。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

山岡副町長にも答弁。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いや、基本的にはそういう考えでですね、今、町としてはやっておりますので、これ準備書面をですね、じゃ次の議会のときに、あそこへも、ここへもということになってきますと、いろいろな問題も出てくると思いますし、相手の主張、じゃ今度読みなさいとかなってきますとですね、大変な問題にもなってきます。今はですね、お互いが主張していて、どれが正

しいかというのは、裁判所に判断を求めているものでございますので、今、この段階です
ね、そういうものをいろいろな方にテレビを通して、この部分だけをとらえて言うというの
は、あまり適切ではないと思いますので、申し訳ございませんが、控えさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

議事進行で。私が言っておるのはね、議長、この議事録に書いておる答弁に対する確認な
んですね。裁判どうのやない。だから、山岡副町長は知らんと言うた。そのプロジェクトチ
ームの中のこれで把握もしているということの中で、そこに書いてあるのは、何もこれ裁判
どうのこうのと関係ないですよ。準備書面の4だから。ずっと前のもんだから。そこにはど
ないして書いてあります。Aは、山岡副町長。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

先ほど町長申し上げたように、細部にわたって読むことはですね、今後の裁判の進行にも
影響しますので、差し控えさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

これは答弁拒否するものじゃ当然ないでしょう、副町長。審査能力がないって書いてある
んでしょう、そこに。それでこれはね、議長、いつも言っておると、これは別に隠す書類じ
ゃないですよ。これはオープンになるものでしょう。皆、あんた率先して、町から出さなあ
かん、資料じゃないんですか。だから、町民はわからないとはっきり言っておるんじゃない
ですか。

そして、今の言うたのは、これ私、そんならそれコピーとって読みましょうか。あんたこ
れ書いてないと言っておるけど、書いてあるんでしょう。それ認めますか、それ読んで。認
めるかというの、現実に、それ。読まんでもええけど。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

我々の主張としましてですね。

6番 入江康仁議員

関係ない。そんなもんは、大概にしておかんなど。

川端龍雄議長

ちょっと言葉を注意してください。言葉注意してください。

山岡哲也副町長

我々の主張として準備書面に記載してございますが、ここで読むことは差し控えさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

いや、そんな、こんなこともね、自分の言うたことを、そんなら3月議会で答えておるの、どないなんの。議長、これは議長の判断や。3月議会の進行の中でやんかな。私の言ったことに答弁しておらんから、答弁を求めておるわけでしょう。私もね、議長、本当にニコニコ笑って質問したいですよ、本当に。笑顔もってやりたいの。そやけど、こんだけね、町民に対しての本当に不誠実な、このような執行部のね、答弁に、議会やと、これ私らね、議長、あなたも議員やっておって、町長もわかっておるやん、一般質問すると言ったら、どんだけの資料集めて、どんだけの時間を要します。私は昨日3時までですよ。それずっと、ずっと続いております、はっきり言って。そんなものをね、それを質問したわ、答弁拒否みたいなもので、議員やっておられんですよ。こんなもんは。何のための議員ですか、我々は。

町民の皆さんの声の代表なんでしょう。それ基本、議長忘れてもらったら困るよ。それで私の議長言うておるように、質問の仕方、内容が悪いんやったら、注意してくださいということ言っておるの。そやでこれは議長、議運に諮らなあかんよ。こんなんやったら、質問できんよ。

川端龍雄議長

注意とか何かやなしに、町長が、そのようなお答えできんというのも、これも答弁の1つの中の1つです。そこはできたら、それが不満なら、またいろんな質問していただいてね、それを追及していただいたら、それは質問者の権利ですから。私にそれを答弁させというても、そうですから、私は公平な立場で、そやから質問していただいたら。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

紀伊長島町のときのも、ある議長は、そうですねって、僕が指摘した人な、それは町長ちゃんと答弁してないと、あんたもう一回答弁し直ししなさいと、これなんですよ、私は。当たり前やないかな、それは。そんなもんあんた、してくれ、してくれって、持ち時間決められてさ、そんな馬鹿なことあるかな。

川端龍雄議長

議員、何遍も言いますが、これは町長が、そういうふうな答弁のいろんな仕方もありますので、これを議長が、それ以上まだ言えというようなことが、やはり我々はそのまでは突っ込みませんのでさね。その点は質問者がね、十二分にその権利がありますから、権利を十二分に発揮してください。以上です。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

権利があるって、権利の中で質問しておって、答弁もらえなんだから、権利も何にもないでしょう、違うの。そうでしょう。権利を持って、こんだけね、本当に勉強してね、何もかもやって、あなたの言われる権利やったら、こっち答弁拒否することはないですよ。あんまりそう言うので、忘れたる。次、何したらええか、ほんまに。いやいや議長、笑い事やないんや。もう1回、そしたら優しくもう1回。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

山岡副町長さん、あなたは3月に言ってないように言っているけど、今、そんならそこで読んでいの中で、ちゃんと審査官でもないと書いてありますね。その確認だけで結構です。

川端龍雄議長

山岡副町長。

山岡哲也副町長

審査官でないというか、3月議会で。

6番 入江康仁議員

県の審査官は能力のない者だと書いてあるでしょう。そんなら読んでください。

山岡哲也副町長

ちょっとすみません。差し控えさせていただきます。

川端龍雄議長

ちょっとお待ちください。

ここで、5時を過ぎる場合は、延長しますので、そのようにご了解ください。

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、この裁判のことについての方針はですね、今、先ほど申し上げましたように、こういう準備書面等は、うちはこういった議場では出さないというのが方針なんです。だから、これ逆にですね、議員が読まれてもですね、非常に困ることなんです。私の方針です。で、議会に渡すときもですね、これはコピーしたり、人に渡さないでくださいということで、渡させていただいておりますんで、議員が、今、現状をどういう形で裁判進んでいるかということ、町を担っていただく議員の代表者に、皆さんに提示しているというのが、今の町の姿勢でございますので、そこは守っていただかないとですね、今後ですね、その準備書面も渡せないような状態になってくるかもわかりません。

それとですね、答弁について、裁判について、私はですね、答弁しづらいと、今、土俵が違うからということ言ってます。ですからですね、それはなぜかということ、今、副町長が3月に言ったのをですね、準備書面等いろいろ比較しておっしゃるわけでしょう。だから、私言ったんですよ。ここではあくまでも準備書面は、そういったものを持ってお話ししているわけじゃないですから、ちょっとした言葉のですね、違いを、原告側に引っ張られたら困るから、裁判に対してはですね、できる限り、今、その訴訟となっている、中心となっている部分等はですね、特に話させていただくことはできないというのは、この議会で、うろ覚えでやったことが、結局、原告側の有利なことに使われてしまうと大変だということで、今、そういう姿勢でやっております。議員に、そしてその資料を渡させていただいておりますのも、そういう町としての方針でございますので、これは理解していただかないとですね、これはもう町としても、その方針が崩れてしまいますので、その辺はご理解願いたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

今、町長は言われたように、この文書を渡すときには、そういう公文書の通達があってから出していますか、議長。議長、出してます。誰も見せたらあかんの、これは。極秘の秘密書類になっているわけですか。議員の皆さん、皆通達もらってます、これ。議長、あんたも

そうやけど、いつ渡しました。議長。いつ渡しました。通達。町長言うたように、これ誰にも見せないでください。読まさないでくださいって、1つの中でのもらうときの通達、公文書と一緒にないといかんでしょう。

川端龍雄議長

私は、答えるあれはありません。町長にお答え。

6番 入江康仁議員

いやいや、議長の権限で皆配っておるんだから、町長が言うておるんで、越権で言うておるのやで、もう議長の許可の上のことを。だから、あなたに聞かなしょうがない。あなたから、問いただしてくださいよ。

川端龍雄議長

私が配付しておるのは、私の範囲内で配付しています。

6番 入江康仁議員

その文書で見せたらあかんとか、人に読ませたらあかんというようなもんがあるんですかというの。

川端龍雄議長

いや、そういうのはありません。

6番 入江康仁議員

なかったら、拘束力ないんじゃないですか。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

だから、そういうような公文書も何もないのを渡す。今度は渡されても困りますよ。こんな条件付いておるんやったら。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は拘束力ではないですけど、そういうお願いのもとにですね、私、議員のときもそういうことで渡されたと思っております。ですから、それが継続しているものだと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そやけど、町長、あなたはそう思っておるというけど、その奥山町長も議員から資料わからんのやったら出さんかっていうて、ただ出してきたんじゃないんですか。そんなような条件付いてないですよ。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私はですね、議員としてもらうときに、そのようなお話を伺ったように記憶しているんですが。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

あなたが思うたって、それは思ったじゃない、議長は出してないというんですよ。皆、これもうた。

川端龍雄議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、私方針ですので、もしその文書で必要であれば、お願いの文書として出ささせていたきたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そんなもの、この議会で言うたって、皆、承認するわけじゃあるまいし、これは私の一般質問で、あなたとやっておるだけやで、僕にだけ。どうしたらいいのでしょうか、議長。5時になってくるし、あんまりあれしておっても悪いし。

川端龍雄議長

残っている質問、続けてください。

6番 入江康仁議員

あと、どんだけですか。

川端龍雄議長

あと1分です。

入江康仁君。

6番 入江康仁議員

そやけど、今後の一応いろいろな一般質問の形、形態のためにもね、今回のこのいろんな私も議事進行いろいろ言いました。しかし、公平な議会、また町民の声が反映される、代弁される議会議員でなければならないというのは、これは全員の考えだと思います。その中で、この議会に対してはね、やはりオープンな、行政としては正しいことをやっておれば、何も隠すこともないし、そういうようなね、前向きな姿勢でやっぱりやっていただきたい。私はそう思います。だから、それを踏まえてですね、私は今回これで質問を終わらせていただきます。議長、えらいいろいろ、もう本当に文句言いまして、えらいすみませんでした。皆さんもどうも。最後は笑顔で、はい、どうも。終わります。

川端龍雄議長

これで、入江康仁君の質問は終わりました。

以上で、通告済みの質問はすべて終了しました。

川端龍雄議長

お諮りします。

明日の15日は本会議とし、一般質問の日程となっておりますが、通告があった質問は本日すべて終了したことにより、明日15日は休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、明日15日は休会とすることに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会といたします。

(午後 5時 01分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 家崎仁行